

すて〜じ通信



発行 平成25年8月1日 第 9号

〒052-0014

北海道伊達市舟岡町334番地9 あい・ぶらざ1F

社会福祉法人北海道社会福祉事業団

胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ

Tel / 0142-82-3930 fax / 0142-82-3933

E-mail / stage@dofukuji.or.jp

特別支援学校卒業生の就労継続支援B型利用のアセスメントに協力を

胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ
センター長 小林 繁市

平成24年度3月末の特別支援学校の卒業生は17,707人となっている。このうち一般企業への就職者が25.0%、障害福祉サービス利用者が66.6%となっており、約3分の2の卒業生が障害福祉サービスを利用している。さらに障害福祉サービスから一般企業への就職は年間1〜2%に止まっており、いったん障害福祉サービスを利用した人が企業就労に移行することは極めて困難な状況となっている。

このため、特別支援学校卒業生等の就労系障害福祉サービスの利用にあたって、まず就労移行支援事業所を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうかを見極めた上で、それが困難であると認められる場合に就労継続B型事業所を利用するということが原則となっており、また、特別支援学校の在学中に暫定支給決定を行い、卒業と同時に就労継続支援B型事業所を利用することが望ましいとしている。

しかし実際には就労移行支援事業所ない等により適切にアセスメントが行えない地域も多く、この場合には、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関や相談支援機関などが行ったアセスメント結果と特別支援学校等による進路指導や職場実習結果等の情報を勘案し、自立支援協議会（就労支援部会）、市町村審査会、その他就労に知見を有する機関が参画する会議等の意見を集約し、「就労継続支援B型の利用はやむを得ない」ないしは「適当である」ということが確認されたものについてのみ、就労継続支援B型の利用ができることになっている。

こうした取扱いに対して、「障害福祉サービスの利用にあたって、他のサービスと比べて特別支援学校卒業生のB型利用だけに厳しい制限が設けられている。これは明らかに不当ではないか。」というサービス事業所からの意見や、「特別支援学校は、専任の進路担当教員を置いて職場実習を行い、本人の能力や希望に合わせてきめ細かなアセスメントを行っている。にもかかわらず、何故重ねて就労移行支援事業所によるアセスメントが必要なのか」といった進路担当者からの疑問の声も聞かれる。

もう既に特別支援学校では、卒業後の進路指導が行われている。卒業生の進路が混乱しないよう、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターは積極的にアセスメントに協力し、また市町村は自立支援協議会や審査会等において、サービス利用についての適切な判断が出来るよう、早急に体制を整える必要がある。

第1回胆振日高地区障がい者雇用支援地域合同会議

さる7月1日（月曜日）に苫小牧市市民活動センター3階会議室において平成25年度第1回胆振日高地区障がい者雇用支援地域合同会議を開催しました。この会議は、平成19年度に北海道より受託した「障がい者就労支援ネットワーク強化・充実事業」の柱として取り組んできたものですが、同事業は昨年度をもって事業終了となりましたので、今年度については当センターの自主事業として会議を設置することとなりました。胆振日高地区を「西胆振地区」「東胆振地区」「日高地区」の三地区に分け福祉部、労働、特別支援学校、就労系支援事業所の皆さんに構成機関として参画いただき地域性等を考慮した内容の会議を行っています。

各地区会議には座長並びに副座長を選出し、西胆振地区の座長に西胆振心身障がい者職親会河原副会長、副座長に社会福祉法人伊達コスモス21大垣統括事業管理者、東胆振地区には座長に苫小牧心身障害者職親会福原会長、副座長に苫小牧地域生活支援センターの中田センター長、日高地区には座長に門別地区障がい者職親会清宮会長、副座長に相談支援センターこみっと中土井センター長にお願い致しました。第1回目今回は44名の方の出席をいただきました。西胆振地区河原座長の開会挨拶のあと議題に入りました。議長には東胆振地区福原座長を選出し、行政報告として北海道労働局職業対策課の地方障害者雇用担当官の石原様より「雇用促進法の改正に伴う障がい者雇用の課題と展望」についてお話をいただきました。障害者の法定雇用率が2.0%に引き上げられたのはご承知のところですが、引き上げられたことにより障害者雇用はどのように変わっていくのかを豊富な参考数値資料を基に説明をいただきました。続いて胆振総合振興局保健環境部社会福祉課の渡部主査から「障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進」の説明や昨年10月に施工された障害者虐待防止法について説明を受けています。「物品等の調達の推進・・・」では、中小企業の受ける経営的ダメージからくる反論の意見もあり、どのような形で進めていくのが良いのか議論されました。続いて特別支援学校の進路状況について伊達高等養護学校、白樺高等養護学校から実践報告をいただきました。昨年度の卒業生の進路の実績、今年度の方向性などが説明されています。最後に、当センターが3年前より実施している福祉事業所への「就労移行状況及び職場実習状況」の調査について事務局より報告、説明しています。いずれの地区でも職場実習を検討している事業所が多く、雇用に向けての職場実習の必要性を感じました。

第2回目の会議は10月にそれぞれの地区で開催する予定ですので、構成機関の皆様には是非ご参集下さいますようお願い致します。尚、今年度の構成機関については当センターのホームページに掲載しておりますので一度ご覧いただけたら幸いです。



第1回「在職者の集い」を開催しました！！

今年度第1回目の在職者の集いを、地域サロン poco a poco で開催しました。今回は“障害者虐待防止法についてもう一度考えよう”をテーマに、伊達市障がい者福祉佐藤係長にお越しいただき、実際にあった虐待の話を織り交ぜながら解り易いようにお話いただき、参加された13名の皆さんで防止法についておさらいし、「虐待を防ぐにはどのようなことに気を付けたらいいのか？」などについて意見を発表したりしました。参加者の中には、幼少期や学齢時に親から虐待を受けた（自分だけ他の人と違う粗末な食事、みんなは寝室で寝るのに自分は居間で布団もなく寝せられた、柱に縛りつけられた、火ばさみで叩かれた・・・）など赤裸々に語ってくれた参加者もいました。最後に参加された方全員に感想を伺いましたのでいくつか紹介します。



参加者Aさん～自分は小さい頃に親から（母親）食事を作ってくれない、叩かれたりしていたので、虐待は絶対に良くないと思います。職場でも虐待かなと思ったら市役所の人やセンターに相談します。

参加者Bさん～僕は子供の頃に火ばさみで叩かれた、ご飯を食べさせてくれないことがありました。未だに虐待がなくなるのとはとても悲しいです。

参加者Cさん～どうして虐待が起こるのか、どうしたら虐待がなくなるのか、今回のお話を聞いてよく考えてみたいと思います。



佐藤係長様のお話が楽しく解り易かったので、予定時間を大幅にオーバーしてしまいましたが、参加された方には参考になったと思います。今回の法整備では使用者も対象となっています、就労支援に携わる私たち、この機関紙をご覧になられている皆様も、今一度この法律についておさらいしてみてもどうでしょうか。お忙しい中時間をとっていただきました佐藤係長様にはこの場をおかりしてお礼申し上げます。第2回目の在職者の集いは9月下旬に予定しています。テーマは「健康管理も仕事のうちですよ」と題して、伊達市障がい者福祉係主任保健師の佐藤保健師さんから、日々の健康管理について生活面でどのようなことに気を付ける必要があるのかなどをお聞きします。

障がい者就業サポーター事業の活動報告

前号でもご紹介させていただきましたが、障がい者の雇用に関する普及啓発や障がい者雇用体験（職場実習）のサポートをおこなうことを主とし「障がい者就業サポーター派遣事業」（北海道労働局委託事業）を受託し活動しています。

胆振日高において障がい者雇用未達成事業所は56社、法改正により新たに雇用義務が発生した事業所は24社で合計80社ありました。事業所を訪問し職場実習企業開拓の基礎資料とするために、事前に「障がい者雇用に関するアンケート調査」を実施しています。現在、障がい者を雇用している事業所も7社ありますが、更なる増員については、経営的に無理、担当業務の選定が難しい等々の意見がありました。また、雇用したことのない事業所に雇用に踏み切れない理由として、適した業務がない、安全管理や衛生管理に不安がある、受け入れ態勢が整っていない（障害理解）という回答が圧倒的に多かったです。法改正により雇用率が引き上げになった中現在雇用されている事業所さんを中心にサポーターが訪問させていただいていますが、事業主さん、人事のご担当者も法改正により2%に引き上げられたのは理解しているが、実際には前述した理由により雇用の拡大にはつながっていないそうです。障害者雇用率の引き上げ等について詳しくお知りになりたい方は厚生労働省ホームページをご覧ください。

北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」

「働く障がい者の応援の輪」の広がりを目指して

北海道では、2008年より新しい社会貢献のかたち「働く障がい者の応援」に取り組む“企業サポーター”“市町村サポーター”を募集し、「働く障がい者の応援の輪」の広がりを目指しています。この事業への参加条件として企業サポーターは、事業所が道内に所在し、道内で事業活動を行っている企業や協同組合その他の団体等若しくは、その事業所で障がい者の就労支援に資する取り組みを行っている、または今後行う計画があること。市町村サポーターについては、北海道内の市町村で、障がい者の就労支援に資する取り組みを行っている、又は今後行う計画があることとなっています。事業所さんからは、登録すると何かメリットがあるの？と聞かれますが、登録されました事業所は北海道のホームページで、障がい者の就労支援の取り組みを積極的にPRし、「働く障がい者の応援」という社会貢献をアピールすることになります。現在（7月12日現在）の登録状況ですが、市町村サポーターが62市町村、企業サポーターが475社となっています。登録の方法等、詳しくお知りになりたい方は下記までお問い合わせ下さい。



- ・北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域づくり推進グループ
Tel 011-231-4111 内線 25-726
- ・北海道障がい者就労支援センター
Tel 011-241-3982

◇ 障がい者の雇用・社会的自立を応援する職親会 ◇

胆振並びに日高地区には、障がい者の雇用、社会的自立を応援する「障がい者職親会」が各地域で活動しています。当センターも地区職親会の事務局として関わっておりますが、この職親会とは、障がいをもつ人たちの就職と職場への定着を援助し、共に働き、共に暮らすことを願うさまざまな職種の事業主を中心として組織された任意の団体です。働く能力のある障がい者を社会的資源として捉え、一般就労の機会確保に努めています。また、障がいのある方にとっては、自立した生活を送ることも大きな目標でもあります、そのために地域社会の受入れ体制を整備するためにも事業主の皆さんにご加入いただきたいと思います。下記に胆振日高地区で活動している職親会を掲載しましたので、詳しくお知りになりたい方は当センターまでご連絡下さい。

- | | | | |
|--------|----------------|--------|-------------|
| ◇胆振地区◇ | 苫小牧心身障害者職親会 | ◇日高地区◇ | 門別地区障がい者職親会 |
| | 室蘭・登別心身障がい者職親会 | | 日高東部障害者職親会 |
| | 西胆振心身障がい者職親会 | | 新ひだか障がい者職親会 |



今年も子供達に七夕の飾りつけをしてもらい、思い思いに短冊に願い事をかいていただきました。どれもみな子供らしい、どこか大人の私たちが忘れていたような素直な気持ちが込められた願いごとでした。みなさんはご存じでしたか？七夕は7月ですが北海道は8月に飾ることが多いですね、違いを調べてみました。旧暦で生活を営んできた漁村、農村地域では8月、新興住民が多い大都市では新暦で7月に飾ることが多いそうです。今年もみんな素敵な願いごとですが、ひとつご紹介します。みなちゃんという女の子の短冊です。体調を崩されているお母さんを気遣った「お母さんを病院に連れて行ってあげる」でした。きっと優しい女の子に育つんだろうなあと、今日もまた琥珀色のビールで喉を潤します・・・

ダイエットに成功しつつあるY・K